

◆減免申請の受け付けを開始します

新型コロナウイルス感染症（以下、感染症）などの影響により次の要件を満たす人は、**国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料**が減免されます。

要件 ①	感染症により、主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った世帯 ⇒保険税（料）が 全額減免 されます。
要件 ②	感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯（★） ⇒保険税（料）の 全部または一部が減免 されます。減額の場合、前年の合計所得額により割合が異なります。

★保険税(料)が減免される具体的な要件（いずれにも該当すること）

(1) 世帯の主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、給与収入、山林収入のいずれかが、前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること。

(2) 収入の減少が見込まれる種類の所得を除いた、前年の所得の合計額が400万円以下であること。

※国民健康保険税と後期高齢者医療保険料は、主たる生計維持者の前年の合計所得が1,000万円以上の場合、減免を受けることはできません。

※国民健康保険税については、非自発的失業者の軽減の適用を受けることができる場合は、原則、減免を受けることはできません。

▶減免の対象となる保険税(料)

令和元年度分および令和2年度分の保険税(料)のうち、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限(年金特別徴収の場合は年金支給日)が設定されているもの。

▶必要な書類

要件① に該当する世帯 ➡ 医師による診断書または死亡診断書、印鑑
 要件② に該当する世帯 ➡ 主たる生計維持者の給与支払明細または帳簿の写しなど
 収入の減少の事実確認が可能な書類、印鑑

▶申請期限など

令和3年3月31日(水)
 ※郵送での申請を希望する場合は、申請書などを送付しますのでお問い合わせください。

▶受付場所・問い合わせ

税務課市民税係 ☎0824-73-1146 または各支所地域振興室・市民生活室

◆中止・延期が決定したイベントなど（200人以上の参加が見込まれるもの）

中止・延期	当初開催日など	イベント名	担当課室
延期	6月20日(土)	広島交響楽団コンサート	生涯学習課文化振興係 ☎0824-73-1189
中止		小学校陸上競技記録会	教育指導課指導係 ☎0824-73-1184
中止	6月～7月	スポーツフェスティバル	生涯学習課生涯学習係 ☎0824-73-1188
中止	7月	総領夏祭り	総領支所地域振興室 ☎0824-88-3065
中止	8月1日(土)	七夕まつり	高野支所地域振興室 ☎0824-86-2113
延期	8月2日(日)	小型ポンプ操法競技大会	危機管理課危機管理係 ☎0824-73-1206
中止	8月13日(木)	ヒパゴン郷どえりゃあ祭	西城支所地域振興室 ☎0824-82-2181
中止	8月15日(土)	ふるさと盆踊り花火大会 in 比和	比和支所地域振興室 ☎0824-85-3003
延期		成人式	生涯学習課生涯学習係 ☎0824-73-1188
中止	8月22日(土)	庄原よいとこ祭	商工観光課観光振興係 ☎0824-73-1179
中止		ひろしまクロスカントリー大会 広島中学校クロスカントリーチームレース	生涯学習課生涯学習係 ☎0824-73-1188
中止	8月23日(日)	庄原夏まつり花火大会	商工観光課観光振興係 ☎0824-73-1179
中止	9月26日(土)	道の駅グルメライド in 中国山地	商工観光課観光振興係 ☎0824-73-1179
中止	10月	こどもミュージカル	生涯学習課文化振興係 ☎0824-73-1189
中止		比和やまびこ祭	比和支所地域振興室 ☎0824-85-3003

※延期の日程は決定次第お知らせします。

新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ

◆市民・事業主の皆さんに対する市独自の支援制度

詳しくは担当課または庄原市新型コロナウイルス感染症対策本部（☎0824-73-1138）にご相談ください。また、市のホームページでもご覧いただけます。

支援制度名	概要	担当課
離職者等緊急雇用対策事業	内定取り消し、または解雇などにより離職した方などを、会計年度任用職員として、公募、面接試験により任用します。 【任用期間】①令和2年10月末まで（応募要件なし） ②令和2年11月末まで（離職者対象）	総務課職員係 ☎0824-73-1122
庄原市子育て世帯応援臨時給付金	令和2年5月分の児童手当（本則給付）の受給者に対し、1世帯当たり5万円の臨時給付金を給付します。	児童福祉課児童福祉係 ☎0824-73-1192
新型コロナウイルス感染症感染防止対策（障害者福祉サービス事業所）支援金	障害者福祉サービス事業所を運営する事業者が実施する、感染防止対策に要する経費について、1事業者当たり20万円を上限に補助します。	社会福祉課障害者福祉係 ☎0824-73-1210
新型コロナウイルス感染症感染防止対策（介護サービス事業所）支援金	介護サービス事業所を運営する事業者が実施する、感染防止対策に要する経費について、1事業者当たり20万円を上限に補助します。	高齢者福祉課介護保険係 ☎0824-73-1167
新型コロナウイルス感染症感染防止対策（医療機関）支援金	医療機関が実施する感染防止の取り組みを支援します。 病 院：1病院当たり50万円 診療所（歯科含む）：1診療所当たり20万円	保健医療課医療予防係 ☎0824-73-1155
新型コロナウイルス感染症感染拡大防止補助金	感染拡大の予防対応のため、事業者が自発的かつ新規に取り組む、衛生器具の購入や、テイクアウトの実施に係る設備導入など、事業を継続するために要する経費を補助します。 【補助率】4分の3※上限30万円	商工観光課商工振興係 ☎0824-73-1178
中小企業者等事業継続応援給付金	売上が前年同月比で、30%以上50%未満の減少となっている事業者に対し、10万円の応援給付金を給付します。 ※国の持続化給付金との併給はできません。 【対象事業者】中小企業など（法人は市内に本店または支店を有する者、個人事業主は市内に住所を有し税務署へ開業届を提出している者）	商工観光課商工振興係 ☎0824-73-1178

◆庄原市特別定額給付金

「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」として、給付対象者1人につき10万円を給付する特別定額給付金事業を実施しています。

郵送・オンラインによる申請が始まっています。申請には期限がありますので、お早めに申請してください。

<p>【給付対象者】 基準日（令和2年4月27日）において、住民基本台帳に記録されている方。</p>	<p>【申請期限】 8月17日（月） ※当日消印有効 ※申請書が届いていない方は、お問い合わせください。</p>
<p>【受給権者】 その者の属する世帯の世帯主 ※原則、世帯主名義の口座へ、世帯全員分をまとめて振り込みます。</p>	<p>【提出先・問い合わせ】 庄原市新型コロナウイルス感染症対策本部 経済対策部 特別定額給付班 ☎0824-73-1161</p>
<p>【6月の給付予定日】 6月10日（水）、17日（水）、30日（火） ※都合により変更となる場合があります。 ※振り込みの前に決定通知書が届きます。</p>	